

県立学校家族休暇制度の導入について

令和8年4月
県立北部農林高等学校
県教育庁県立学校教育課

1 目的

沖縄県は、観光産業の発展等により、宿泊業や飲食業を始めとした第3次産業従事者の割合が全国と比べ高く、保護者の仕事の休日と学校の休業日が合わない家庭が多いと考えられていることから、子どもたちの平日の休暇取得を推奨し、家族で過ごす時間を確保するため、「県立学校家族休暇制度」を導入します。

2 制度の概要

保護者の責任のもとで幼児児童生徒が平日に休暇を取得し、家族で過ごす時間を確保するための制度です。取得した日は欠席にはならず、出席停止・忌引等として取り扱います（別途定める「取得できない日」を除く）。

3 制度開始日

令和8年4月1日（水）

4 対象

全県立学校の幼児・児童・生徒

5 取得できる日数

年間3日まで（1日単位・分散取得可）

6 取得日の取扱い

出席停止・忌引等（欠席にはなりません）

7 取得に当たっての留意事項

本制度を利用することで出席日数不足・出席時数不足となる場合は、取得できません。詳しくはQ&Aをお読みください。

8 取得できない日(取得する際は必ず行事予定をご確認ください。)

学級・HR、学科、学年、学校全体の活動がある日

- ① 始業式・終業式・入学式・卒業式・その他学校行事のある日
- ② 期末テストなど年間行事に示された各種テストの実施日(全日制)

9 対象となる活動

保護者とともに過ごす活動であること以外、特に制限はありません。

10 届出手続き

通常の欠席届と同様に、スクリレを使用して届け出てください。その際、欠席理由の欄で「家族休暇」と選択してください。

11 届出期限

取得希望日の1週間前までに届け出てください。

※取得できる日かどうか確認するためです。できるだけ早めに届け出てください。

12 授業への対応

自主学习での対応となり、補習等はいりません。授業のプリント等については、担当の先生にお問い合わせください。

13 安全確保

家族休暇は保護者の責任のもとで取得する休暇であることから、取得に際しては、保護者の皆様で幼児児童生徒の安全を十分確保していただくようお願いします。また、学校の管理外となることから、日本スポーツ振興センター災害給付の対象とはなりません。

14 報告書等の提出

報告書等の提出はありません。